

保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書に記載されている番号(8桁)をご記入ください。

国民健康保険料産前産後期間に係る軽減届

出産予定日の6か月前から届出が可能です。

お住まいの区の区名をご記入ください。

記号	番号	20 123 XXX
----	----	------------

令和 8年 2月 XX日

(宛先)名古屋市 中 区長

名古屋市国民健康保険条例第19条の 4第 1項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

資格確認書や資格情報のお知らせなどの世帯主氏名に記載されている世帯主についてご記入ください。

届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規
	<input type="checkbox"/> 修正 (以前本市に提出した届出書の出産予定月と実際の出産月が異なる場合で、 で保険料軽減の再算定を届出する場合にチェックしてください。)

(フリガナ) コクホ タロウ

国保 太郎

名古屋市 中 区 三の丸三丁目1番1号

生年月日 昭和 (平成) 令和 3年 5 月 XX 日

電話番号 052 - 123 - XXXX

出産する被保険者について選択してください。出産する被保険者が世帯員の場合は右欄もご記入ください。

世帯主 (届出人)	住所	名古屋市 中 区 三の丸三丁目1番1号
生年月日	昭和 (平成) 令和 4年 12月 XX 日	
電話番号	090 - 1234 - XXXX	

(フリガナ) コクホ ハナコ

国保 花子

名古屋市 中 区 三の丸三丁目1番1号

生年月日 昭和 (平成) 令和 4年 12月 XX 日

電話番号 090 - 1234 - XXXX

出産予定日 (出産後の場合は出産日)をご記入ください。

出産被保険者	住所	名古屋市 中 区 三の丸三丁目1番1号
<input type="checkbox"/> 世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員	生年月日	昭和 (平成) 令和 4年 12月 XX 日
電話番号	090 - 1234 - XXXX	
個人番号		
出産予定日	令和 8年 5 月 XX 日	
又は出産日	令和 年 月 日	

(世帯員の場合は右欄を記入してください。)

単胎・多胎

添付書類 母子健康手帳 その他 ()

添付書類について選択してください。母子健康手帳は、出産前と出産後、単胎妊娠と多胎妊娠の場合で、添付するページが異なります。詳細は、「母子健康手帳の確認箇所(PDF)」をご覧ください。

※裏面 単胎・多胎(双子など)の区分を選択してください。

母子健康手帳をお持ちでない場合は「その他」を選択いただき、書類名をご記入ください。(書類名が不明の場合は空欄で差し支えありません。)

担当	処理	
	入力	受付

<注意事項>

- 1 この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 2 出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)までの4か月相当分の保険料が減額されます。
※多胎妊娠の場合は、出産(予定)月の3か月前から6か月相当分が減額されます
※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ減額されます
- 3 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料軽減について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日または出産日を記入してください。
- 4 軽減措置の対象となる「出産」とは、妊娠85日(満12週)以上の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)および早産の場合も対象となります。
※令和5年11月1日以降に出産した本市国民健康保険被保険者が対象です
- 5 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。

出産前：出産の予定日、単胎・多胎妊娠の別を確認できる書類

例) 母子健康手帳

※お持ちでない場合は、医療機関等が発行した証明書等で、出産の予定日および単胎・多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類

出産後：出産の日、単胎・多胎妊娠の別および出産した人と当該出産に係る子との身分関係を確認できる書類

例) 母子健康手帳

※お持ちでない場合は、戸籍謄(抄)本、医療機関等が発行した証明書等で、出産の日、単胎・多胎妊娠の別および出産した人と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

死産等：死産等の日、単胎・多胎妊娠の別および身分関係を確認できる書類

例) 死産証明書、母子健康手帳

※お持ちでない場合は、医療機関等が発行した証明書等で、死産等の日、単胎・多胎妊娠の別および身分関係を明らかにすることができる書類

- 6 減額される期間が翌年度にまたがる場合、翌年度の減額額は6月頃にお送りする保険料に関する通知書でお知らせします。
- 7 産前産後期間中に名古屋市を転出する場合は、転出先の市町村でもこの制度が適用される場合があります。転出時にお渡しする連絡票を転出先の市町村に届け出てください。
- 8 産前産後期間のうち本市国民健康保険の加入期間が減額の対象期間となるため、本市国民健康保険の資格を喪失した場合、減額が取り消される場合があります。
- 9 出産予定日で届出した人は、実際の出産月と出産予定月が異なる場合、出産後に修正の届出をすることで減額額を再算定することができます。(届出は任意です)
- 10 すでに名古屋市への転入前の市町村で出産予定月を起算とした産前産後期間の減額を受けている場合で、出産後に修正の届出を本市にする場合は、転入前の市町村でも修正の届出を行ってください。
- 11 均等割額の独自控除、所得割額の独自控除、2割減免、3割減免の適用を受ける人は、産前産後期間を除いた期間が独自控除・減免の対象となります。